西尾市教育委員会会議録

| | 西尾市教育委員会会議録 |
|---------|---|
| 招 集 日 時 | 令和5年3月8日(水) 午前10時00分 |
| 開会場所 | 市役所 41会議室 |
| 開会時間 | 午前10時00分 閉 会 時 間 午前11時10分 |
| 教 育 長 | 稲垣 寿 |
| 出 席 委 員 | 尾﨑 まゆみ 石崎 光子 平岡 将暢 武内 基亘 |
| 欠 席 委 員 | |
| 委員会出席者 | 教育部長 齋藤武雄、教育庶務課長 木下政之、学校教育課長 杉浦智芳、学校教育 課主幹 論田清高、学校教育課主幹 高木善隆、生涯学習課長 鈴木貴之、文化財課 長 林 知左子、図書館館長 齋藤俊幸、交流共創部長 内藤貴久、観光文化振興課 犬塚佐重喜、スポーツ振興課長 石川孝次、教育庶務課課長補佐 平井 修、教育庶 務課主査 山本陽子 |
| 議題 | 1 会議録署名委員の指名について 2 前回会議録の承認について |
| | 3 報告事項 (1)教育長報告 (2)教育部長報告 |
| | 4 議案審議 議案第7号 西尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に ついて【教育庶務課】 議案第8号 西尾市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定 について【教育庶務課】 |
| | 議案第9号 西尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について 【保育課】 |
| | 議案第10号 西尾市小学校プール全体計画の策定について【教育庶務課】 議案第11号 教育財産の用途廃止について【教育庶務課】 議案第12号 西尾市文化財保護委員会委員の任命について【文化財課】 議案第13号 西尾市文化財の指定について【文化財課】 |
| | 5 その他 (1) きめ細やかな教育の推進事業実施要綱の一部改正について【学校教育課】 (2) 西尾市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の制定について【学校教育課】 (3) 要綱の廃止について【学校教育課】 (4) 西尾市寺子屋にしお事業実施要綱の一部改正について【生涯学習課】 (5) 西尾市文化財保存活用地域計画の刊行について【文化財課】 (6) 西尾っ子読書フェスティバルの開催について【図書館】 |
| | 添付書類 教育委員会名義使用10件 |

会議の顛末

| 会議の顛 | . 末 |
|------|--|
| 教育長 | 開会の辞 |
| | ただいまから西尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。 |
| 教育長 | それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進 |
| | めさせていただきます。 |
| | 1 会議録署名委員の指名 |
| 教育長 | 会議録の署名委員は、石崎委員、武内委員 を指名します。 |
| | 2 前回会議録の承認 |
| 教育長 | 前回定例会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してご |
| | ざいますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| | 承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 |
| | (举手 全員) |
| | ご異議なしと認め、前回定例会の会議録については、原案どおり承認することと |
| | いたします。 |
| | 3 報告事項 |
| 教育長 | (1) 教育長報告 |
| | 昨日は中学校の卒業式へのご参列ありがとうございました。いずれの学校におい |
| | ても厳粛の中、卒業生の凛々しい姿があったことと思います。卒業式でのマスクの |
| | 扱いに関しては、文科省から意外にも詳細な通知がもたらされ、校長会と連携しな |
| | がら早急に足並みを揃えましたが、各学校の実情も勘案しながら挙行されました。 |
| | 本日は2点について報告いたします。 |
| | 1点目は、先日の本会議で学校におけるアフターコロナについて問われ、以下の |
| | ように答弁しました。「教育大綱への想いでも述べましたように、子どもたちの心 |
| | は、『人・もの・こと』との濃密な関係、言わば三密の中でこそ育ちます。学校教 |
| | 育は、信頼感に裏打ちされた集団生活の中で、子どもの社会性や道徳心を培い、人 |
| | 格形成を図ってきました。よって、授業中の話し合い活動の中止をはじめ、給食時 |
| | の黙食、運動会や合唱コンクール等行事の縮減など、コロナ禍において三密の回避 |
| | から行わざるを得なかったさまざまな制限は、教育的には極めて不適切な状況であ |
| | ったと言えます。さらに、マスクが習慣化した日常生活では表情が見えず、大人で |
| | も相手の気持ちを察しにくいものですが、人間関係形成能力の未熟な子どもたちに |
| | とっては、親密な人間関係を築くことがいっそう難しくなります。国から発出され |
| | たマスクの取り扱いにおいても、子どもたちの成長への配慮から、外す方向が示唆 |
| | されているところです。教育委員会としては、コロナの扱いが緩和していく中で、 |
| | 感染拡大防止に配意して学校の安全は担保しつつ、保護者や地域の理解を十分に得ながら、学校が教育本来の豊かさを取り戻していけるように支えていかなくてはな |
| | ながら、子仪が教育本来の量がさを取り戻していけるように又えていかなくてはな らないと考えています。」 |
| | がないと考えています。」 前述したように、マスクについては、つけない方が教育的には良いのですが、基 |
| | 磁疾患などの個別の事情や保護者の考え方もあり、また思春期特有の心情などによ |
| | り、外させることが意外に難しいかもしれません。今月中旬には、学校における新 |
| | 年度からの対応について、文科省通知が発出されると思われますので、教育委員会 |
| | では、臨時校長会(内示日)に向けて、広く理解が得られるように、周知の準備を進 |
| | めています。 |
| | ·/ C · · · · · / 0 |

2点目は、埼玉県の中学校で起きた事件です。背筋が寒くなります。不審者の侵入を確実に阻止するような造りの学校は、あまり見たことがありません。本市の小中学校についても、門扉や防犯カメラがあっても、生け垣やフェンスを越えることは容易です。そもそも狂気の殺意を抱いた人間を止める術は、実力行使しかないと思われますが。昇降口を施錠することは学校運営上避けたいため、教室への侵入を阻むことは困難です。不審者には気が付いた職員が声をかけて隔離するように誘導する等、マニュアルもあり訓練もしています。しかし、警備員もいない学校では、侵入に気づけない可能性も低くありません。以前、県警の専門家から、刺又の使用法など、不審者対応について講義を受けたことがあります。講師曰く「学校に刃物を持った人間が入ってきた場合、椅子でも花瓶でもいいので、できるだけ大きなダメージを与えられる物を投げつけてください。結果、死なせてしまっても構いません。」と。

件の中学校近辺では、最近、猫の死骸とともに、複数の学校に殺害予告があったという報道も見ましたが、学校側にしてみれば、そのたびに休校というわけにもいかず、全く悩ましい状況だったことと思います。今回の事件の顛末が、何らかの抑止装置につながることを願うばかりです。

教育長

続きまして(2)教育部長報告をお願いします。

教育部長

(2) 教育部長報告

私からは、2点ご報告させていただきます。

1点目は、西尾市議会3月定例会についてです。

現在会期中の市議会3月定例会ですが、2月22日に開会し、2月24日の施政方針に対する質問では4会派から代表質問があり、2月27日、28日、3月1日の一般質問では15名から通告があり、教育委員会関係では、6名の議員の質問に答弁いたしました。

主なものとしては、学校運営協議会制度(コミュニティスクール)、市民が利用 しやすい生涯学習施設、1型糖尿病の子供の医療的ケア、コロナ感染症への対応、 小学校プール全体計画、ICT教育、きめ細やかな教育の推進、西尾城大手門跡の 整備、生涯学習センター建設、新編西尾市史、などに関する質問がございました。

また、2月22日の本会議の議案審議では、教育委員会関係議案として、公民館や地域交流センター、体育施設等の公共施設の使用料改定のための条例案が文教委員会へ付託となり、その後開催された予算決算委員会では、3月補正予算と令和5年度当初予算が予算決算委員会文教分科会へ付託となりました。

明日開催の文教委員会及び予算決算委員会文教分科会で審議され、最終的には、 3月22日の会期最終日に全ての議案の採決が行われます。

2点目は、令和5年度主要事業の概要についてです。

これは、西尾市の令和5年度当初予算の中の主要事業をピックアップしたものでございます。

教育委員会関係では、表紙をはねていただきますとも目次の右側に12教育委員会事務局とあり、(1) 平坂中学校生徒数増加対策事業をはじめ15の事業がございます。新規事業としては、(12) 岩瀬文庫広場整備事業、(15) 図書館親子絵本ライブ事業がございます。

15事業の令和5年度予算の総事業費は約17億6千万円です。

| _ | |
|----------|---|
| | 生涯学習センター整備事業や平坂中学校生徒数増加対策事業、吉良中学校校舎改築事業については、複数年かけて実施するハード整備の大型事業でございます。 そして、来年度は市制70周年を迎えますので、周年記念事業もございます。 また、これ以外にも多くの事業がございます。限られた人員体制で非常に厳しい 状況ではありますが、しっかりと事業を進めていくよう教育委員会事務局職員一丸 となって取り組んでまいります。 私からは以上です。 |
| 教育長 | 日程3を終わります。 日程4、議案審議を議題とします。 「議案第7号 西尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定 について」、提案理由の説明をお願いします。 |
| 教育庶務課長 | ただいま議題となりました、「議案第7号 西尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明申し上げます。 資料1ページ、議案第7号をご覧ください。 提案理由につきましては、令和5年度の行政組織改革により、生涯学習課内に生涯学習センター (仮称)整備推進室を設置するため、必要な改正を行うものであります。 内容についてご説明しますので、資料3ページ、新旧対照表をご覧ください。 この規則は、西尾市教育委員会事務局の組織に関し、必要な事項を定めるものであります。今回の改正の内容につきましては、それぞれの課の「室の設置」を規定する第2条の3において、「生涯学習課」内に「生涯学習センター (仮称)整備推進室」を追加するものです。また、別表第3において、事務分掌を明確にするため、「生涯学習センター (仮称)整備推進室」の事務分掌として「生涯学習センター (仮称)の整備に関すること。」を加えるものであります。 最後に、附則としまして、本規則は、令和5年4月1日から施行するものであります。 以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議くださいますようお願い申し上げます。 |
| 教育長 | 提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 |
| 教育長 | 特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第7号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙 手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。 |
| 教育長 | 引き続きまして、「議案第8号 西尾市教育委員会個人情報の保護に関する法律 等施行規則の制定について」、提案理由の説明をお願いします。 |
| 教育庶務課長 | ただいま議題となりました、「議案第8号 西尾市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」、ご説明申し上げます。 資料5ページ、議案第8号をご覧ください。 提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、「西尾市個人情報保護条例及び同規則」が廃止され、新たに「西尾市個人情報の保護に |

| _ | |
|--------|---------------------------------------|
| | 関する法律施行条例及び同規則」が制定されることに伴いまして、当該例規を引用 |
| | している「西尾市教育委員会個人情報保護規則」を廃止し、新たに規則を制定する |
| | 必要が生じたためでございます。 |
| | 内容についてご説明しますので、7ページ、新旧対照表をご覧ください。 |
| | 表の右側が廃止する旧規則となっており、左側が新たに策定いたします規則で、 |
| | 法律及び条例の施行について適用する規則を、「西尾市個人情報の保護に関する法 |
| | 律等施行規則」の例によるものとするものでございます。 |
| | 最後に附則でございますが、第1項では、この規則は令和5年4月1日から施行 |
| | したいとするもので、第2項は、旧規則の廃止について規定をしております。 |
| | なお、個人情報保護法の改正内容につきましては、別添資料をご参照ください。 |
| | 以上、議案第8号の説明とさせていただきます。 |
| | よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。 |
| 教育長 | 提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 |
| 教育長 | 何か大きな変更点はありますか。 |
| 教育庶務課長 | 個人情報保護法の改正点につきましては、例えばデータの利活用の促進、法令違 |
| | 反に対する罰則の強化、本人の権利保護の強化などがあります。 |
| | 従来の法律では民間事業者を対象とした個人情報保護法、国の行政機関を対象と |
| | した行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情 |
| | 報保護法と3つの法律があり、さらに地方公共団体は個人情報保護条例を制定して |
| | おりましたが、今回の改正により3つの法律を1つに統合し一本化されました。 |
| | これを受けまして、市の条例及び規則が改正されたため、準用している教育委員 |
| | 会規則も改正するものでございます。 |
| 教育長 | 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 |
| | これより議案第8号を採決します。 |
| | 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙 |
| | 手をお願いします。 |
| | (挙手 全員) |
| | ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。 |
| 教育長 | 引き続きまして、「議案第9号 西尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則 |
| | の制定について」、提案理由の説明をお願いします。 |
| 保育課長 | ただいま議題となりました、「議案第9号 西尾市立幼稚園管理規則の一部を改 |
| | 正する規則の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。 |
| | 議案書9ページをご覧ください。 |
| | 本案は、入園申込の電子申請の導入に伴い、申請項目の見直しを行うため、規則 |
| | の改正をお願いしたいとするものでございます。 |
| | 改正内容をご説明申し上げますので、13ページ、新旧対照表をご覧ください。 |
| | 様式第1号中、保護者の連絡先に関する記載欄の修正をするとともに、項目2 |
| | 入園前の経歴及び3通園方法の不要な項目を削除し、代わりに必要となる入園希望 |
| | 日やその他欄などの項目を追加するものでございます。 |
| | 最後に附則でございますが、この規則は、公布の日から施行したいとするもので |
| | ございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただ |
| | きますよう、お願い申し上げます。 |
| | |

| 教育長 | 提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 |
|--------|--|
| 教育長 | 特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 |
| | これより議案第9号を採決します。 |
| | 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙 |
| | 手をお願いします。 |
| | (挙手 全員) |
| | ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。 |
| | なお、ここで保育課長は退席をいたします。 |
| 教育長 | 引き続きまして、「議案第10号 西尾市小学校プール全体計画の策定につい |
| | て」、提案理由の説明をお願いします。 |
| 教育庶務課長 | ただいま議題となりました、「議案第10号 西尾市小学校プール全体計画の策 |
| | 定について」、提案理由をご説明申し上げます。 |
| | 15ページの議案第10号をご覧ください。 |
| | 本案は、今後の小学校プールの管理運営基本方針及び全体計画を示すことを目的 |
| | として策定するものでございます。 |
| | 本日の計画(案)で、1月定例会で配付させていただいたものからの修正点を申 |
| | し上げます。 |
| | 小学校プール全体計画(案)10ページをご覧ください。(6) 児童の学年別目標 |
| | の達成割合でございます。 |
| | 一番上の表の民間のスイミングクラブでの水泳授業の今年度の効果測定が完了 |
| | し、結果が出ましたので、「児童の達成割合」の欄に反映しております。補足を「備 |
| | 考」欄に記載していますが、達成割合はモデル事業として実施した各年度の平均に |
| | なります。1月に配付しました資料と1、2割上下した学年がございますが、緑色 |
| | の5、6年生につきましては、中央の表を含めた温水プールと下の表の学校プール |
| | の達成割合の比較において、温水プールの方が高いことには変わりありません。そ |
| | れ以外のページの修正はございません。 |
| | なお、計画を策定するにあたっては、温水プールを利用していない学校の保護者 |
| | からも意見を聞くべきではないかという議員からの意見もございましたので、学校 |
| | 教育課担当者が各学校の学校評議員会を訪問して本計画の内容を説明し、ご意見や |
| | ご質問をいただく機会を設けました。多くのPTA役員や校区代表の皆様に本計画 |
| | をご理解いただき、温水プールへの移行を積極的に進めてほしいというご意見をい |
| | ただいております。 |
| | ご承認いただけましたら、「西尾市小学校プール全体計画」令和5年3月策定と |
| | してホームページに掲載するとともに、小学校へも配付してまいります。 |
| | 以上、議案第10号の説明とさせていただきます。 |
| | よろしくご審議くださいますようお願いいたします。 |
| 教育長 | 提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 |
| 武内委員 | 民間とホワイトウェイブでは達成割合に差がありますが、ホワイトウェイブの方 |
| | が高くなっている要因は。 |
| 学校教育課主 | 民間スイミングクラブはドルフィンのことです。両方を見学した時の印象では、 |
| 幹 | ホワイトウェイブは教え方として子ども達の気分を乗せるのがうまく、楽しそうに |
| | 見えました。また、ホワイトウェイブは花ノ木小と横須賀小が利用していますが、 |

| | もともと学校プールの頃から水泳能力が高かったことなどが考えられます。 |
|--------|---------------------------------------|
| 教育長 | 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 |
| | これより議案第10号を採決します。 |
| | 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙 |
| | 手をお願いします。 |
| | (挙手 全員) |
| | ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。 |
| 教育長 | 引き続きまして、「議案第11号 教育財産の用途廃止について」、提案理由の説 |
| | 明をお願いします。 |
| 教育庶務課長 | ただいま議題となりました「議案11号 教育財産の用途廃止について」提案理 |
| | 由をご説明申し上げます。資料16‐1ページをご覧ください。 |
| | 旧一色・幡豆の2つの学校給食センターにつきましては、新学校給食センターの |
| | 開設等に伴い、施設を廃止した後、利活用の方針を検討してまいりしたが、教育委 |
| | 員会2月定例会でもご説明しましたとおり、旧一色学校給食センターにつきまして |
| | は売却、旧幡豆学校給食センターにつきましては防災施設(倉庫)として利用する |
| | という方針が定まりました。 |
| | この2施設は、廃止した現在においても、教育財産として教育委員会が所管して |
| | おり、これを市長部局に所管替えする必要があるため、それぞれの土地、建物を用 |
| | 途廃止するものであります。 |
| | 1 土地の表示でありますが、旧一色学校給食センターの土地が「一色対米長池 |
| | 16番1」を始め3筆、旧幡豆学校給食センターの土地が「東幡豆町黒田37番」 |
| | の1筆、合計4筆の地積が5,371.23平方メートルとなっております。 |
| | 2 建物の表示でありますが、旧一色学校給食センターの建物が「給食室等」を |
| | 始め3棟、旧幡豆学校給食センターの建物が「給食室等」を始め4棟、合計7棟の |
| | 延床面積が、1,476.06平方メートルとなっております。 |
| | 16-2ページの資料をご覧ください。 |
| | 旧一色学校給食センターの配置図でございます。線で囲まれた部分が土地の区画 |
| | になります。網掛け部分が建物になります。 |
| | |
| | 16-3ページの資料をご覧ください。 |
| | 旧幡豆学校給食センターの配置図でございます。網掛け部分が建物でございま |
| | す。 |
| | 以上、「議案第11号 教育財産の用途廃止について」の説明とさせていただき |
| ₩ → ⊏ | ます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。 |
| 教育長 | 提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 |
| 教育長 | 特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 |
| | これより議案第11号を採決します。 |
| | 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙 |
| | 手をお願いします。 |
| | (举手 全員) |
| | ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。 |
| 教育長 | 引き続きまして、「議案第12号 西尾市文化財保護委員会委員の任命につい |
| 教育区 | |

| 文化財課長 | ただいま議題となりました「 議案第12号 西尾市文化財保護委員会委員の任 |
|-------|--|
| | 命について」、提案理由をご説明申し上げます。 |
| | 17ページ、議案第12号をご覧ください。 |
| | 西尾市文化財保護委員会委員は、西尾市文化財保護条例第17条第1項の規定に |
| | より教育委員会が任命することになっています。 |
| | 同委員が令和5年3月31日付けで任期満了となるため、4月1日付けで、9名 |
| | を任命するものです。 |
| | 任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。 |
| | 委員9名のうち、冨永行男委員、牧野照美委員は新任で、颯田洪委員、山本源一 |
| | 委員の後任となります。 |
| | 以上、説明といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。 |
| 教育長 | 提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 |
| 教育長 | 特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 |
| | これより議案第12号を採決します。 |
| | 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙 |
| | 手をお願いします。 |
| | (挙手 全員) |
| | ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。 |
| 教育長 | 引き続きまして、「議案第13号 西尾市文化財の指定について」、提案理由の説 |
| | 明をお願いします。 |
| 文化財課長 | ただ今議題となりました「議案第13号 西尾市文化財の指定について」、提案 |
| | 理由をご説明いたします。議案第13号をご覧ください。 |
| | 令和5年2月22日付けで、宗教法人常福寺 代表役員 渡辺順一から市指定有 |
| | 形文化財の指定を受けたいとして、2件の指定調書が提出されました。西尾市文化 |
| | 財保護条例第4条第4項に文化財の指定を行う際は、「教育委員会は、あらかじめ |
| | 西尾市文化財保護委員会の意見を聞かなければならない。」と規定されているため、 |
| | 文化財保護委員会へ諮問するものです。 |
| | 1件目の申請物件は、「刈宿の大仏」です。昭和3年に建立されたとされる鉄筋 |
| | コンクリート造の大仏で、大仏本体の高さは9.9m、台座を含む地面から光背の |
| | 頂部までの高さは14mを測ります。日本初のコンクリート製大仏とされる東海市 |
| | の聚楽園大仏が完成した翌年に、聚楽園大仏を手掛けた後藤鍬五郎の指導によって |
| | 建立されたものです。昭和初期は、井桁屋や西尾小学校校舎など、西尾市のような |
| | 地方都市にもコンクリート造の建物が建てられはじめた時期にあたり、新技術を用 |
| | いて建立された初期の大仏として歴史的な価値を有すると言えます。 |
| | 2件目は、「阿弥陀如来立像」です。こちらは、高さ90.1cmの木造で、衣の |
| | 表現などに平安時代中期の特色をよくとどめる市内でも最も古い木彫の仏像のひ |
| | とつです。明治初年に廃仏運動が激しかった伊勢から移って、吉良町富好新田にあ |
| | った来迎寺の本尊として祀られていたものですが、平成2年に常福寺に移されまし |
| | た。 |
| | 以上、議案第13号の説明とさせていただきます。 |
| 教育長 | 提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 |
| 教育長 | 阿弥陀如来立像の頭部が青色ですが、その要因は。 |
| L | |

| 文化財課長 | |
|--------------------|--|
| X I LX I LX I | 査などを実施したうえで修復したわけではありませんので、実際のところ、元々の |
| | 色がどうであったかは分かりませんが、青い頭に金色の体は仏像の色として類例の |
| | あるものです。 |
| 教育長 | 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 |
| 秋月戊 | これより議案第13号を採決します。 |
| | 本案は、原案どおり諮問することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙 |
| | 手をお願いします。 |
| | (挙手 全員) |
| | ご異議なしと認め本案は、原案どおり諮問いたします。 |
| 教育長 | 以上で、日程4を終わります。 |
| 秋月戊 | 日程5、その他を議題とします。(1)「きめ細やかな教育の推進事業実施要綱の |
| | 一部改正について」、説明をお願いします。 |
| 学校教育課主 | ただいま議題となりました、その他議題(1)「きめ細やかな教育の推進事業実 |
| 字 仅 教 月 味 土 幹 | 施要綱の一部改正について」、説明いたします。資料37ページをご覧ください。 |
| 平广 | 本要綱は、第1条の(目的)にありますように、きめ細やかな教育を推進するた |
| | めに教育委員会が学校等に配置するパートタイム会計年度任用職員並びに教育委 |
| | 員会が委嘱します、学校等への専門的な助言、相談、支援等を担う有識者の職名、 |
| | 職務、勤務条件、報酬等について定めております。 |
| | 改正内容を新旧対照表により説明しますので、45ページをご覧ください。表の |
| | 右半分が「旧」の改正前、左半分が「新」の改正後になります。 |
| | まず、「別表1 会計年度任用職員の勤務条件等」の⑦日本語教育指導支援員は、 |
| | 配置基準を15人程度に、⑩学校司書は、20人程度に改正します。 |
| | 46ページをご覧ください。③適応指導教室指導員は職種名称を国及び県の名称 |
| | 変更に合わせて教育支援センター指導員に改正します。 |
| | 次に「別表2 会計年度任用職員の報酬」で、47ページの⑬適応指導教室指導 |
| | 員を別表1と同様に教育支援センター指導員に改正します。 ⑭学校事務アドバイザ |
| | 一は、1時間当たりの報酬額を「西尾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 |
| | する条例」に準拠した1,618円に改正します。 |
| | 次に「別表3 有識者等の委嘱条件等」で、48ページの⑨スクールカウンセラ |
| | 一の報酬額を時間額で5,000円に改正し、⑩のスクールソーシャルワーカーと |
| | 揃えます。旧の表にあります⑪スクールソーシャルワーカースーパーバイザーは、 |
| | 令和4年度まで1人委嘱していましたが、5年度は委嘱を行わないため削除し、そ |
| | の下の職種の○番号を1つずつ繰り上げています。49ページの⑫生徒指導サポー |
| | ターは、委嘱人数を若干名に改正しました。 |
| | そして、令和5年度から新たに⑬部活動指導員と⑯地域学校協働活動推進員の委 |
| | 嘱任務、報酬額、委嘱基準、委嘱人数を追加しました。 |
| | 改正後の本要綱は、令和5年4月1日から施行します。 |
| | 以上で、その他議題(1)の説明とさせていただきます。 |
| 教育長 | ただいまの説明で質問、意見はありませんか。 |
| 武内委員 | 学校司書は20人程度に改正とのことですが、元々の配置人数は何人ですか。 |
| | また、民間の給料が上がっている中、学校事務アドバイザーの報酬額が18円し |

| | か上がらない理由は。 |
|--------|--|
| 学校教育課主 | 学校司書の旧配置基準については、西尾市子ども読書活動推進計画(第三次)に |
| 幹 | 定める配置目標で教育委員会が必要と認める人数とし、ほぼ毎年1人ずつ増員して |
| | きました。令和4年度は20人となり、概ね目標人数を満たしたことと、計画の第 |
| | 三次が終了するため、改正するものです。 |
| | また、学校事務アドバイザーの報酬については、市の給与条例で定めている月額 |
| | を時間額に換算し、1,618円としております。 |
| 教育長 | 西尾市の学校司書の配置は全校1人とまでは至っておりませんが、近隣市と比べ |
| | ても充実した状況となっています。なお、校長会などで意見を聞くと、学校運営上、 |
| | 教育アシスタントなどの増員を優先して欲しいとの要望がでておりますので、ご理 |
| | 解ください。 |
| 教育長 | 他に質問がないようですので、続きまして、(2)「西尾市特別支援教育就学奨励 |
| | 費事務取扱要綱の制定について」、説明をお願いします。 |
| 学校教育課主 | ただいま議題となりました、その他議題(2)「西尾市特別支援教育就学奨励費 |
| 幹 | 事務取扱要綱の制定について」、説明いたします。 |
| | 資料は51ページからになります。 |
| | 特別支援教育就学奨励費の制度は、特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保 |
| | 護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を支給するものです。 |
| | この制度は以前からあり、これまでは文部科学省の特別支援教育就学奨励費補助 |
| | 金交付要綱に基づいて事務を行ってきましたが、事務の取り扱いをより明確にする |
| | ため、このたび要綱を制定しました。それでは、条文の概要を説明いたしますので、 |
| | 資料をご覧ください。 |
| | 第1条と第2条は、冒頭に制度の説明でお話ししました本要綱の目的と支給対象 |
| | 者を定めています。 |
| | 第3条は支給費目及び支給額を定めており、(1)の第1号 新入学児童生徒学用 |
| | 品及び通学用品費から52ページ(7)の第7号 通学費まであります。 |
| | 5 4ページに別表として支給対象と支給時期を併せて表記しています。 |
| | 52ページに戻りまして、第4条は奨励費の申請方法について、第5条は対象世 |
| | 帯の収入額に応じて支給を行うための支弁区分の決定について定めています。 |
| | 53ページの第7条は支給方法、第8条は年度途中の認定等について定め、最後 |
| | の第10条では、委任規定を定めています。 |
| | 附則として本要綱は、令和5年4月1日から施行します。 |
| | 5 5ページは、保護者向けの奨励費の支給費目のチラシです。 |
| | なお、特別支援教育就学奨励費の1/2は国庫補助を受けています。 |
| | 以上で、その他議題(2)の説明とさせていただきます。 |
| 教育長 | ただいまの説明で質問、意見はありませんか。 |
| 教育長 | 特に質問がないようですので、続きまして、(3)「要綱の廃止について」、説明 |
| | をお願いします。 |
| 学校教育課主 | ただいま議題となりました、その他議題(3)「要綱の廃止について」、学校教育 |
| 幹 | 課で2件ございますので、説明いたします。資料57ページをご覧ください。 |
| | 廃止する要綱の1件目は「サタデープラン運営協議会設置要綱」でございます。 |
| | この要綱は、平成14年度からの学校週5日制に伴い開催しているサタデープラ |

ンの運営協議会に関して定めたものでございますが、2月定例会で生涯学習課長か ら説明がございましたとおり、令和5年度から生涯学習課に事務を移管し、名称を 「にしおチャレンジみらい塾」に改めますので、「サタデープラン運営協議会設置 要綱」は、令和5年3月31日をもって、廃止するものでございます。 2件目は「西尾市教員免許状更新講習費用補助金交付要綱」でございます。 この補助金は、西尾市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教員人材の 確保を目的に、教育職員免許法に基づく教員免許状の更新講習費用に対して、対象 者からの申請により交付しておりましたが、教員免許更新制が令和4年7月1日に 廃止され、免許の有効期限や更新講習の必要がなくなったことにより、令和5年3 月31日をもって、廃止するものでございます。 以上、その他議題(3)の説明とさせていただきます。 教育長 ただいまの説明で質問、意見はありませんか。 教育長 特に質問がないようですので、続きまして、(4)「西尾市寺子屋にしお事業実施 要綱の一部改正について」、説明をお願いします。 生涯学習課長 その他議題(4)「西尾市寺子屋にしお事業実施要綱の一部改正について」、ご説 明申し上げますので、その他議題(4)資料、59ページをご覧ください。 はじめに、本要綱を一部改正する理由は、寺子屋にしお事業が、令和5年度から のコミュニティスクール導入に伴い、放課後子ども教室として国庫補助金を受ける ことになり、新たな事業の追加をはじめとする要綱全般の整理を行うためでありま それでは主な改正内容をご説明しますので、資料66ページの新旧対照表をご覧 ください。 第5条では、改正案で、寺子屋にしおの実施日などを一覧表にしていますが、寺 子屋にしお学習会が新規事業になります。これは寺津小学校が夏休みと冬休みに行 っています学習支援活動が国庫補助対象事業になることが分かりましたので、寺子 屋にしお事業に位置付けるものであります。第6条以降では、各種様式の整理など の改正になります。 資料68ページ、附則として、本要綱は令和5年4月1日から施行します。 以上、その他議題(4)の説明とさせていただきます。 教育長 ただいまの説明で質問、意見はありませんか。 特に質問がないようですので、続きまして、(5)「西尾市文化財保存活用地域計 教育長 画の刊行について」、説明をお願いします。 文化財課長 ただいま議題となりました その他議題(5)「西尾市文化財保存活用地域計画の 刊行について」、ご説明申し上げます。お手元の冊子をご覧ください。 「西尾市文化財保存活用地域計画」は、市内の文化財の計画的な保存・活用を推 進するため、令和元年度から3年度まで文化庁の補助事業として作成を進めてきま した。この計画は、文化財保護法第183条の3に基づく法定計画として作成した もので、令和4年7月22日付けで、県内では岡崎市に続いて2番目の文化庁長官 の認定を受けることができました。この度、印刷製本が完了しましたので、お配り をいたしました。 本計画の作成により、文化庁の補助事業の採択が有利になることが期待され、今 後は計画にもとづき積極的に文化財関係の事業を進めていきたいと考えています。

| | 以上、その他議題(5)の説明とさせていただきます。 |
|-----------|--|
| | ただいまの説明で質問、意見はありませんか。 |
| 教育長 | 特に質問がないようですので、続きまして、(6)「西尾っ子読書フェスティバル |
| | の開催について」、説明をお願いします。 |
| 図書館長 | ただいま議題となりました その他議題(6)「西尾っ子読書フェスティバルの |
| | 開催について」、ご説明申し上げます。資料71ページをご覧ください。 |
| | 西尾市内の図書館4館では、毎年「4月23日の子ども読書の日」の記念イベン |
| | トとして、「西尾っ子読書フェスティバル」を行い啓発を図っております。 |
| | 令和5年度は、4月22日・23日を中心に、子どもたちが図書館に親しみ、本 |
| | を読む楽しさにふれることができる各種行事を市内の図書館すべてで開催します。 |
| | メイン行事としまして、4月23日に西尾市立図書館本館にて、人形劇団「むす |
| | び座」による人形劇公演を行います。 |
| | 人形劇団「むすび座」は、主に東海地方で活躍するプロの人形劇団であります。 |
| | 1967年の創立以来、心の糧となる人形劇を子どもたちの生活に近い場で上演し |
| | 続けている劇団です。子どもたちが想像の世界を楽しむことのできる人形劇は、普 |
| | 段見る機会の少ない生(なま)の舞台であります。それを親子で楽しむことのできる |
| | 機会でもありますので、ぜひ多くの方に楽しんでいただきたいと考えております。 |
| | 各イベントの申し込みは、3月11日土曜日から開催館へ申し込みとしておりま |
| | す。 |
| | 以上、その他議題(6)の説明とさせていただきます。 |
| 教育長 | ただいまの説明で質問、意見はありませんか。 |
| 教育長 | 特に質問がないようですので、日程5を終わります。 |
| | 教育委員会名義使用として、10件が提出されています。ご確認をお願いいたし |
| | ます。 |
| 平岡委員 | 7.4ページ、中学生キャリア教育のための副読本とは、どのような内容のもので |
| | すか。 |
| 学校教育課主 | 1 センチ程度のカラー刷り小冊子で、企業の紹介、仕事の内容、社員の声などが |
| 幹 | 掲載されたものになります。キャリア教育で、職場調べや職場体験などの参考とな |
| | るものです。なお、営利目的でなく、他市教育委員会の後援実績等を踏まえまして、 |
| let -la - | 承認をいたしました。 |
| 教育長 | この他、何か連絡事項はありますか。 |
| 教育長 | 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。 |
| 教育長 | 次回は令和5年4月12日水曜日午前10時00分から、西尾市役所41会議 |
| #/ E | 室で予定されています。ご予定いただきたいと思います。 |
| 教育長 | これをもちまして西尾市教育委員会3月定例会を閉会いたします。 |
| | ありがとうございました。 |

教育長署名

教育委員署名 (石崎委員)

教育委員署名 (武内委員)

書記署名